

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名 4 子どもへの虐待防止対策の強化

施策主管課 子ども家庭課 総合計画記載頁 93ページ

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを育て、子どもがいきいきと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	---------------	---------------------	---

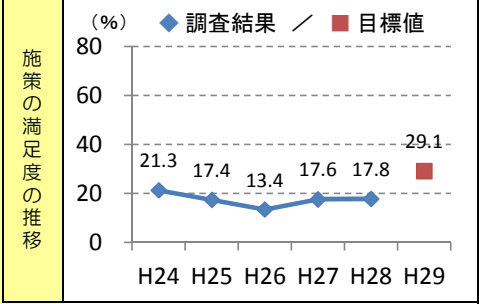
2 施策の取組状況

施策目標 虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしています。

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	児童虐待取扱件数に対する最終結案件数の割合(%)	単年度目標値	47.50%	50.00%	52.50%	55.00%	57.50%			60.00%	B	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	21.3%	17.4%	13.4%	
現状値			44.9%	実績値	42.70%	47.10%	39.9%	38.1%	41.4%	目標値(H29)	29.1%				前年度からの増減	-3.9pt	-4.0pt	4.2pt	0.2pt
目標値(H29)		60.0%	単年度の達成度	89.89%	94.20%	76.00%	69.3%	72.0%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)	B									
現状値		21	実績値	25	30	32	38	38			【参考】中核市等との水準比較								
指標2	児童虐待防止等に関する地域組織の設置(%)	単年度目標値	26	31	39	39	39	39	A	中核市平均		実績値	中核市での本市の順位	中核市平均	実績値	中核市での本市の順位			
		目標値(H29)	39	単年度の達成度	96.2%	96.8%	82.1%	97.4%									97.4%		
指標3	児童虐待防止等に関する地域組織の設置(%)	単年度目標値								中核市での本市の順位		実績値	中核市での本市の順位	中核市平均	実績値	中核市での本市の順位			
		現状値		実績値															
目標値(H29)		単年度の達成度																	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、平成27年度には10万件を超えた状況である。</li> <li>児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応、自立支援までの一連の対策を強化するため、国においては平成28年6月に児童福祉法等を改正し、子育て世代包括支援センターの全国展開や児童相談所及び市区町村の体制強化に取り組むとともに、県・市町村の役割分担の明確化により、県児童相談所から市町への事案送致が実施されることとなった。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待相談対応件数が増加する中、児童虐待防止に係る周知啓発や地区児童虐待防止ネットワークの設置など、虐待に係る理解促進と見守り体制強化に取り組んでいることから、前年度と同水準を維持している。</li> </ul>	総合評価	79点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>核家族化や地域関係の希薄化などにより家庭における養育力が低下しており、支援が長期化するケースが増加しているものの、関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童の安全確保はもとより、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るための継続的な支援を展開しており、「最終結案件数の割合」は微増した。</li> <li>児童虐待防止に係る周知啓発や地域における見守り体制の整備の働きかけにより、社会全体で児童虐待の未然防止、早期発見の意識が高まっている。</li> </ul>				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H28事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	家庭児童相談室	○★	家庭における養育力の向上及び児童の健全育成	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・家庭における家庭養育の技術や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関する相談、助言、指導	計画どおり	596	S40		相談内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性や家庭児童相談室の機能等を含めた相談受付体制の充実強化に努めていく。
2	虐待防止事業	○★	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、組織で対応	計画どおり	516	H13		児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応していくとともに、地域や民間企業等との協働により、児童虐待に関する効果的な周知啓発を行い、市民の意識醸成を図る。
3	要支援児童放課後応援事業費補助金	★	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得	養育放棄の状況にある要支援児童(小中学生)とその保護者	・基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行うもので、運営団体に対して事業費の一部を補助	計画どおり	3,972	H26		栃木県とのモデル事業として実施していた「要支援児童放課後応援事業」が平成28年度で終了することから、引き続き、養育放棄等の状況にある要支援児童を支援できるよう、平成29年度より市単独による要支援児童健全育成事業として事業を継続していく。また、支援を必要とする児童の増加に対応できるよう、運営団体の拡大に向け、事業の担い手の確保を図る。
4	養育支援訪問事業	★	子育ての不安や過重な負担の軽減	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭及び児童が児童養護施設等を退所又は里親終了後の家庭復帰のための自立に向けた支援が必要な家庭	・育児・養育に係る相談及び指導並びに養育者の健康相談等の「相談指導」 ・育児又は家事援助	計画どおり	1,949	H22		子育ての相談指導、育児家事援助を行い適切な養育の実施を確保することは、児童虐待の未然防止に有効であるため、引き続き、母子保健事業や各関係機関と連携しながら適切な支援を展開する。
5	こんにちは赤ちゃん事業(再掲)		母子の状況等の把握と育児不安の軽減	生後4か月までの乳児とその保護者	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を実施し、母子の健康状態や養育環境の把握と必要な保健指導・育児情報の提供をする。	計画どおり	21,994	H19		出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、引き続き、全戸訪問による面接を実施する。また、面接率の向上や訪問指導員の確保及び資質の向上に取り組む。要支援者についてはH29年度から産後ケア、産後サポート事業を実施し、保健福祉事業との連携を図りながら継続した支援の強化に取り組む。
6	すこやか訪問事業(再掲)		母子の心身の状況や養育環境などの把握及び適切な養育支援による児童虐待予防	乳幼児健康診査未受診児	個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を行う。	計画どおり	6,684	H23		健康診査未受診児は、社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高いことから、保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握するため、引き続き、保健福祉事業との連携を図りながら実施する。また、状況が把握できない児童については、要保護児童対策協議会等との連携を図りながら把握に努めていく。
7	子育て支援短期利用事業(再掲)		一時的な養育困難家庭における子育て支援及び児童虐待の未然防止	児童(18歳未満)及びその保護者	・保護者が児童の養育が困難な際に、保護者に代わり一時的に養育を行うもので、現在、児童福祉施設6施設に事務を委託して実施	計画どおり	1,329	H6		保護者が疾病その他の事情により居宅で児童を養育できなくなるなど、必要ときに支援が受けられるよう、引き続き、事業の積極的な周知を図りながら、子育て家庭の支援に努めていく。利用者の増加に対応するとともに利便性の向上を図るため、2施設を新たに実施機関として追加し、計8施設において事業を展開する。
8	虐待・DV対策連携会議(再掲)		関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	司法・警察・保健医療等関係機関、市関係課	・関係機関等の連携により、本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため、会議を開催 ・関係機関等との連携による虐待・DV対策の取組促進	計画どおり	97	H26		本会議において、虐待・DVの未然防止には、更なる地域への啓発が必要であるとの提案があったことから、関係機関と連携を図りながら、ポスター・リーフレットを作成し、地域や公共施設に配布するなど、引き続き効果的な周知啓発を図っていく。
9	子育て世代包括支援センター(再掲)	★	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進	妊娠期から子育て期までの全ての家庭	ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握し、適切な情報提供、訪問相談等を行い必要なサービスを円滑に利用できるよう支援する。	計画どおり	95	H28		家庭の個別ニーズの把握及び情報提供・訪問指導等、ワンストップ窓口による切れ目ない支援を実施していく。H29年度から産婦健診や産後ケア、産後サポート事業を実施し、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートなど、切れ目ない支援の一層の充実を図る。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p><b>課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童虐待に係る相談対応件数等が増加し、複雑・困難なケースも増加する中、迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関との連携や子ども家庭支援室の組織体制の充実強化を図る必要がある。</li> <li>◆母子保健事業等の出産から育児に係る切れ目ない支援を通じて、引き続き、虐待のおそれのある家庭の早期発見と支援の充実に努めていく必要がある。</li> <li>◆児童虐待に係る市民の意識は高まっており、引き続き、官民協働による周知啓発を展開しながら、児童虐待防止に向けた効果的な周知啓発に取り組んでいく必要がある。</li> <li>◆平成28年度で「要支援児童放課後応援事業費補助金」のモデル事業が終了し、今後は市単独事業の「要支援児童健全育成事業補助金」として事業を継続していくが、支援を必要とする児童の増加に対応できるよう、栃木県と連携し、事業の担い手の育成・確保を図る必要がある。</li> </ul>	<p><b>方向性</b></p> <p>〈施策全般〉 ◆児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、様々な機会を活用し、周知啓発や関係機関との連携強化による迅速かつ的確な対応などに取り組む。</p> <p>〈主要事業〉 ◆家庭児童相談室 相談内容の多様化・複雑化に対応するため、グループ研修の充実による職員の専門性の向上に努めるとともに、児童相談所からの事案送致に対応するための関係機関との連携強化に努める。 ◆虐待防止事業 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応していく。また、地域における見守り体制を強化するとともに、母子保健事業等との連携を図りながら切れ目ない支援に取り組む。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆要支援児童健全育成事業補助金(要支援児童放課後応援事業費補助金) 支援を必要とする児童の増加に対応できるよう、栃木県等と連携し、事業の担い手の確保に努める。</p>